

## 土木工事現場の遠隔臨場に関する試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、旭川市土木部が発注する工事において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行を管理するために、必要な取扱い等について定めるものである。

### (対象工事)

第2条 旭川市土木部が発注する工事のうち、受注者から遠隔臨場の希望があった場合に、受発注者間で協議のうえ実施する。通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としないこととする。

### (適用の範囲)

第3条 遠隔臨場の機器を用いて、『土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

### (施工計画書)

第4条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、工事監督員の確認を受けなければならない。

#### (1) 適用種別

この要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。適用する確認項目については、受発注者間にて協議の上、適用性を判断する。

#### (2) 使用機器と仕様

##### 1) モバイル端末等の機器と仕様

現場(臨場)にて映像と音声の撮影に使用するモバイル端末等の機器と仕様を記載する。

##### 2) Web 会議システム等

モバイル端末等で撮影した映像と音声を工事監督員へ配信するために使用する Web 会議システム等を記載する。

#### (3) 段階確認等の実施

この要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

### (遠隔臨場に使用する機器と仕様)

第5条 遠隔臨場に使用するモバイル端末等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。また、モバイル端末等と Web 会議システム等は工事監督員と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。

### (遠隔臨場による段階確認等の実施)

第6条 遠隔臨場による段階確認等は次の事項に準じて実施しなければならない。

(1) 書類の提出

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、工事監督員の確認を受けなければならない。また、段階確認願いや立会願いに遠隔臨場で行うことを記載し、事前に提出しなければならない。

(2) 資機材の確認

受注者は、事前に工事監督員とモバイル端末等や Web 会議システム等の仕様、通信状況等について確認を行うこと。また、必要な資機材等を提供すること。

(3) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係等を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、工事監督員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

(4) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。また、必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員による実施項目の確認を得ること。

(5) 記録と報告

受注者は、遠隔臨場の実施状況を記録し、工事監督員へ報告すること。

(費用の負担)

第7条 遠隔臨場にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

(留意事項)

第8条 遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 今後の適正な取組みに資するため、実施を通じた効果の検証及び課題の抽出等について、受注者及び工事監督員を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。
- (2) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (3) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (4) モバイル端末等の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (5) 受注者は、プライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (6) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (7) 受注者は、公的ではない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないよう必要な措置を行うこと。
- (8) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うこと。
- (9) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

(10) この要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

(11) **Web** 会議システム等の使用に関して、発注者は、アプリケーションのインストールは原則行わないものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、令和7年2月25日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年2月25日以降に告示される工事から適用する。